

12 変更届等の提出

許可を受けた後、下表の変更事由に該当することとなった場合は、同表にしたがって必要な書類を添付した変更届等を速やかに提出してください。

(1) 添付書類及び確認資料

変更事項		届出書様式	添付書類・確認資料 ○閲覧書類, ●非閲覧書類(左欄も同じ)	届出期間
1	商号・名称	○22-2	●登記事項証明書	変更後 30日 以内
2 営業所	①名称(従たる営業所)	○22-2 ※第二面も記載		
	②所在地	○22-2 ※従たる営業所に係る変更の場合は, 第二面も記載	●営業所所在地略図 ●営業所写真(P37参照) 〔法人の場合〕 ●登記事項証明書 ●当該建物の不動産登記簿謄本(抄本)等又は賃貸借契約書等(写し) (ただし, 主たる営業所の所在地の変更の場合で, 代表者の住民票上の住所と同一の場合は不要。) 〔個人の場合〕 ●主たる営業所の場合, 住民票 →住民票と所在地が異なる場合は, 当該建物の不動産登記簿謄本(抄本)等又は賃貸借契約書等(写し) ●従たる営業所の場合, 当該建物の不動産登記簿謄本(抄本)等又は賃貸借契約書等(写し) 〔所在地が公営住宅の場合〕 ●当該公営住宅を管理する県又は市町等が営業所として使用することを承諾していることが確認できる書類(目的外使用許可証等) ※住居表示変更の場合, 法人は登記事項証明書, 個人は市町発行の新住居の通知書(写し)のみ。	
	③新設(従たる営業所)	○22-2 ※第二面も記載	・2②の添付書類及び確認資料 ・6の届出書, 添付書類及び確認資料 ・10①の届出書, 添付書類及び確認資料	
	④廃止(従たる営業所)	○22-2 ※第二面も記載	・10②の届出書	
⑤業種追加 業種廃止	○22-2 ※第二面も記載	・10①②の届出書, 添付書類及び確認資料		
3	資本金額	○22-2	●登記事項証明書	
4 役員等	就任	○22-2	○誓約書(様式第6号) ●登記されていないことの証明書(役員の場合) ●身分証明書(同上) ●許可申請者の住所, 生年月日等に関する調書(様式第12号) ●登記事項証明書(役員の場合), 法人格のある各種組合等の場合は総会議事録	
	辞任等	○22-2	●登記事項証明書(辞任・退任が確認できるもの), 法人格のある各種組合等の場合は総会議事録	
	代表者(※建設業法上の代表者変更に限る)	○22-2	●許可申請者の住所, 生年月日等に関する調書(様式第12号) ●登記事項証明書	

変更事項		届出書様式	添付書類・確認資料 ○閲覧書類, ●非閲覧書類(左欄も同じ)	届出期間
5 個人事業主, 役員等, 支配人の氏名 (改姓・改名)		○22-2	●〔個人〕…戸籍抄本又は住民票抄本 ●〔役員, 支配人〕…登記事項証明書	変更後 30日 以内
6 建設業法 施行令第3 条に規定す る使用人 (個人の支配 人, 支店長, 営業所長)	新任	○22-2	○誓約書 (様式第6号) ●登記されていないことの証明書 ●身分証明書 ●建設業法令第3条に規定する使用人の住所, 生年月日等に関する調書 (様式第13号) ●常勤性確認資料 ●現住所確認資料 ●登記事項証明書 (個人の支配人のみ) ●委任状 (支店長, 営業所長のみ)	
	辞任等	○22-2	●登記事項証明書 (辞任等が確認できるもの) (個人の支配人のみ)	
7 常勤職員 等	①変更	○22-2 ●7 又は ●7-2	●常勤役員等の略歴書(別紙) ●登記事項証明書 ●常勤性確認資料 (P76参照) ●現住所確認資料 (") ●経験確認資料 (P75参照) ●〔7-2〕の場合は組織図 ●〔改姓改名〕戸籍抄本又は住民票抄本	変更後
	②削除	○22-2 ●22-3	不要	2週間
8 常勤役員 等を直接に 補佐する者	変更	○22-2 ●7-2 (第二面から第四面の変更があったもの)	●常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(別紙2) ●常勤性確認資料 (P76参照) ●現住所確認資料 (") ●経験確認資料 (") ●組織図 ●〔改姓改名〕戸籍抄本又は住民票抄本	以内 変更事項 7, 8, 10 の22-2は 変更後 30日 以内
9 健康保険 等の加入状 況	変更 (変更 内容が 従業者 数のみ である 場合を 除く)	○7-3	○健康保険等の加入状況 (様式第7号の3) ●健康保険等の加入状況の確認資料 (P73参照)	
10 専任技 術者	①変更 追加	○22-2 ※有資格区分の 変更の場合22-2 は不要 ●8	●P78に掲げる書類 ●〔改姓改名〕戸籍抄本又は住民票抄本	
	②削除	○22-2 ●8	(専任技術者の交代に伴う削除)	
		○22-2 ●22-3	(営業所の廃止, 一部廃業に伴う削除)	

1 1 決算	○別紙 (P 98)	○工事経歴書 (様式第 2 号) ○直前 3 年の各事業年度における工事施工金額 (様式第 3 号) ○財務諸表 〔法人〕様式第 1 5～1 7 号の 2, 1 7 号の 3 〔個人〕様式第 1 8 号～1 9 号 ○事業報告書…株式会社のみ ●納税証明書 法人事業税又は個人事業税 〔変更があった場合のみ提出する書類〕 ○使用人数 (様式第 4 号) ○建設業法令第 3 条に規定する使用人の一覧表 (様式第 1 1 号) ○定款 ○健康保険等の加入状況 (様式第 7 号の 3) ※従業員数に変更があった場合のみ ●健康保険等の加入状況の確認資料 (P 7 3 参照)	事業年度 終了後 4 か月 以 内
1 2 廃業	●22-4	廃業等の理由が ●(1)の場合, 届出者が相続人であることが確認 できる戸籍謄本(抄本) ●(2), (3), (4)の場合, 登記事項証明書	変更後 3 0 日 以 内

《届出上の留意事項》

- 変更届の提出に当たっては、届出書様式番号の書類及び添付書類・確認資料がそれぞれ必要となります。
- 届出期間は、変更した翌日から起算します。

(2)届出書類の提出部数

必要部数をご準備の上、主たる営業所を所管する県の建設事務所等へ届出を行ってください。

知事許可

正本 1 部 + 写し (営業所を所管する建設事務所等の数 + 届出者用)

(3)郵送による受付について

次の変更届、廃業届については、郵送による提出ができます。ただし、提出期限までに提出先に届くことが必要です。

なお、郵送により提出する場合には、届出者控えを返送するための返信用封筒（宛名を明記し切手を貼付したもの）同封してください。

提出先は P 3 0 の各建設事務所等になります。

○ 郵送での提出が可能な届（次の届に限ります。）

- ① 主たる営業所又は従たる営業所の商号又は名称の変更届
- ② 営業所の廃止届（専任技術者の削除（様式二十二号の三）を同時に提出する場合に限る。）
- ③ 資本金額の変更届

- ④ 役員等の変更届（就任，辞任等）（経營業務の管理を適正に行う常勤役員等として証明された者・専技の変更届の提出を要しない場合に限る。）
 - ⑤ 代表者の変更届
 - ⑥ 建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人，支店長，営業所長等）の変更届（経營業務の管理を適正に行う常勤役員等として証明された者・専技の変更届の提出を要しない場合に限る。）
 - ⑦ 全部の業種の廃業に係る廃業届（番号引継ぎの許可申請に伴うものを除く。）
- ※ ①～⑦以外の届及び許可申請については郵送での提出は認めていません。

- 変更届等は届出期間内に必ず提出してください。未提出の変更届等がある場合，更新申請は受理できません。また，許可要件を欠くこととなった場合には，許可の取消しとなります。
- 変更届等を提出しなかった場合，虚偽の記載をして提出した場合には，建設業法では罰則（六月以下の懲役又は百万円以下の罰金）が規定されています。

(4) 専任技術者証明書(変更)の作成具体例及び留意事項

- ★ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者に代えて、新たな者を専任技術者として証明する場合（専任技術者の変更）

具 体 例		項番6 1 欄の該当区分
①	Aさん(建)(内) → Bさん(建)(内)	Aさん ⇒ 「4」(交代に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
②	Aさん(建)(内) → Bさん(建), Cさん(内)	Aさん ⇒ 「4」(交代に伴う削除) Bさん, Cさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
③	Bさん(建), Cさん(内) → Aさん(建)(内)	Aさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加) Bさん, Cさん ⇒ 「4」(交代に伴う削除)

- ★ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の有資格区分に変更があった場合（有資格区分の変更）

具 体 例		項番6 1 欄の該当区分
Aさん(建)(内) → Aさん(建)(内) 〔2級建築士〕 〔1級建築士〕		Aさん ⇒ 「2」(有資格区分の変更)

- ★ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の担当業種に変更があった場合（担当業種の変更）

具 体 例		項番6 1 欄の該当区分
①	Aさん(土), Bさん(ほ) → Aさん(土)(ほ)	Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「4」(交代に伴う削除)
②	Cさん(建)(内) → Cさん(建), Dさん(内)	Cさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Dさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)

- ★ 婚姻等により氏名に変更があった場合

具 体 例		項番6 1 欄の該当区分
広島 花子 → 福山 花子 〔変更前の氏名〕 〔変更後の氏名〕		広島 花子 ⇒ 「4」(交代に伴う削除) 福山 花子 ⇒ 「3」(専任技術者の追加)

- ★ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合

具 体 例		項番6 1 欄の該当区分
【本社】 Aさん(建)(内) → Cさん(建)(内)		Aさん ⇒ 「5」(営業所のみの変更) Bさん ⇒ 「4」(交代に伴う削除)
【甲営業所】 Bさん(建)(内) → Aさん(建)(内)		Cさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)

- ★ 許可業種の一部廃業があった場合

具 体 例		項番6 1 欄の該当区分
①	Aさん(土)(と) → Aさん(土)	Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更)
②	Bさん(建), Cさん(内) → Bさん(建)	Bさん ⇒ 届出不要 Cさん ⇒ 届出書(様式第二十二号の三) による削除の届出

《作成上の留意事項》

- 専任技術者証明書(変更)は、項番6 1 欄の区分ごとに別葉で作成してください。
- 記入例については、P100～104を参照してください。
- 交代に伴う削除の届出と追加(又は担当業種・有資格区分の変更)の届出は、同時に行ってください。

ただし、許可を受けている業種の一部廃業若しくは営業所の廃止等に伴い削除する場合は、届出書(様式第二十二号の三)と廃業届(様式第二十二号の四)を同時に提出してください。